

1. 点検対象事業

- ・補助金：168事業（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算に計上された1億円以上の補助事業・交付金事業）
- ・基金：25事業（令和8年度残高がある基金事業 ※地方公共団体に造成する基金を除く）

2. 点検結果＜8/14時点＞

（1）概算要求対応予定 補助金：24件

（2）租税特別措置・補助金見直し担当大臣から示された「点検の視点」ごとの点検結果

・補助金	対応予定	対応済み
① 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき	7件	121件
② 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用と徹底すべき	7件	124件
③ 事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき	0件	153件
④ 補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき	4件	95件
⑤ 申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき	12件	146件
・基金において踏まえる視点		対応済み
A 一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき		21件（※1）
B 公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき		3件（※2）
C 重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき		25件
D 基金活用に付随する機会費用を軽減すべき		25件
E 基金を「見える化」し、透明性を確保すべき		25件
F 基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき		25件

（※1）含まない4件は、迅速な対応を求められる感染有事対応等のため。（※2）含まない22件は基礎研究・人材育成等のため。

(3) 概算要求への反映状況

(私立大学等経常費補助金)

- ・私立大学等経常費補助では、現在の配分の仕組みにおいても、一般補助の約9割は大学全体の収容定員充足率が90%以上の大学に交付し、また、充足率90%未満の学部に対しては減額・不交付の措置を講じており（50%未満は不交付）、学生を集めることができなかった大学に対する支援はその状況に応じて減額・停止することになっている。そのため、令和9年度は、各大学の充足率が令和7年度と同程度と仮定した場合、全ての私立大学に対する本措置の総額として約171億円程度の減額を課す見込みである。
 - ・また、教育の質の向上の観点から、従来、ST比（専任教員一人あたりの学生数）が18人以上の大学等に対して減額措置を講じている。令和8年度予算では、本措置により約249億円程度の減額を見込んでいるが、令和9年度要求では、さらに、私立大学等の平均値を上回る28人以上となっている大学等への減額を強化することにより、大学における密度の高い教育の実現を図ることとしている。これにより、さらに追加で約28億円程度の減額を課す見込みである。
 - ・一方で、「経済財政運営と改革の基本方針2026」では、大学等の機能強化と規模適正化を総合的に推進するため、理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化、人社系のダウンサイジングや理数分野併修を通じた「質」の向上、地域の医療・福祉、産業インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・充実等が明記されている。
 - ・私立大学等では理工農・デジタル系分野の学部学生の約6割に対する教育を担っているほか、小学校教員の約6割、医師の約4割、薬剤師の約9割を輩出するなど地域を支える人材の育成等にも貢献している。そのため、私立大学等経常費補助の令和9年度概算要求では、骨太方針2026を踏まえて、理工農・デジタル系人材や、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材の育成を行う大学等に対する重点支援や、イノベーション創出に向け特色や強みを活かして教育研究力の強化に取り組む大学等への支援、文理横断・融合教育に取り組む大学等への支援、合併等に向けて連携を進める大学等への支援などに取り組むこととしており、対前年度310億円増となる3,297億円を要求している。
 - ・また、学生納付金収入に対する教育研究経費等支出割合等の「財政状況」、カリキュラムマネジメント体制の構築状況等の「教育の質に係る客観的指標」等によって各大学への配分額を増減しており、さらに、教育の質に応じた資源配分を深めるため、認証評価制度に代わる新たな評価制度の評価結果の活用についても検討を進めている。
 - ・あわせて、大学の規模適正化に向け、経営体力がある段階で自らの意思で撤退した先行事例を踏まえ、円滑な撤退を可能とする仕組みや条件を整えつつ、経営指導対象法人を42校から100校程度まで拡大し、文科省・私学事業団が一体となって地域経済を支えている金融機関の専門家等と連携して経営体力がある段階での撤退を奨励する。
- 過去3年間の募集停止校数
【大学】R8:3校 R7:5校、R6:2校
【短大】R8:22校 R7:23校、R6:4校
- ・さらに、財源多様化の観点から、日本成長戦略等に基づき、令和8年7月にガイドブックを策定し、大学の資産運用の促進・高度化を図っている。また、多様な大学の参考となるよう、ガイドブックとあわせて事例集も公表し、取組事例についても言及している。
- 例:上智大学：CIOの設置等により高度な運用体制を整備し、株式・債権・オルタナティブ資産等にバランスよく投資。R7資産運用収入約31億円（収入全体の9.1%）
広島修道大学：個別銘柄には投資せず、もっぱら上場投資信託（ETF）に分散投資。法人職員が堅実に運用。R7資産運用収入約5.9億円（収入全体の4.8%）

(国費外国人留学生制度)

- ・留学生政策については、令和8年5月27日の参議院本会議における松本洋平文部科学大臣答弁のとおり、従来の受入れ留学生数といった量ありきの政策から脱却し、質重視へと転換を図っている。留学生の受入れは、特定の国に偏ることなく多様な国や地域から優秀な外国人留学生を受入れることにより、我が国の国際競争力の強化を図ることが目的であり、在籍管理や安全保障貿易管理の一層の徹底等を通じて「質の向上」を図ることとしている。
- ・具体的には、大学経営のために安易に外国人留学生を受け入れることがないように、留学生の適切な受入れ及び在籍管理が不十分・不適切と判断される退学者等の割合が5%を超えている大学等を「改善指導対象校」に指定した上で公表し、3年連続で指定された場合には「在籍管理非適正校」として、出入国在留管理庁に通告を行うことにより留学生の在籍管理を徹底（「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針（令和6年4月26日文部科学大臣決定）」）し、令和8年2月には東京福祉大学及び名古屋経営短期大学を改善指導対象校として指定した。
- ・また、研究大学の大学院に留学し、研究に従事することになる留学生については、各大学において、経済産業省作成のガイドラインや学内規程等に基づき、受入予定者への外国機関による財政支援の有無や本人の将来軍需企業に就職する予定・希望の有無等について確認を行っているほか、機微技術を無断で持ち出さないことを約束させる誓約書を受入予定者から取得したりするなど外為法に基づく安全保障貿易管理に基づいた確認手続きを徹底しており、各大学における取組の一層の強化に向けて、NSSや経済産業省と文部科学省との連携も強化している。
- ・他方、厳しい成績要件を満たした「国費外国人留学生」は、外国人留学生※16万人のうちわずか5.4%であり、学位取得を目的として在外公館を通じて応募されるプログラムの倍率はいずれも20倍を超えている。さらに、特定の国に偏ることなく多様な国や地域から優秀な外国人留学生を受入れるために、ASEAN諸国やG7を含む先進国においても積極的に募集し、これまで約170か国から留学生を受入れている。 ※大学（大学院・短期大学を含む）における数
- ・受入れ大学への調査においても、すべての大学が国費外国人留学生制度は多様な国や地域から優秀な外国人留学生を受入れることにより教育研究力の向上が図られていると回答している。さらに、国費外国人留学生からは、日本の大学を卒業して日本企業に就職、プライム市場上場企業の代表取締役CEOとなり日本経済に貢献している人や、母国で首相や閣僚となり、国際社会における日本のプレゼンス向上に寄与している人などを多数輩出している等、諸外国から優秀な学生を獲得し我が国の成長や安全を確保する観点から、「国費外国人留学生制度」は極めて重要な役割を果たしている。
- ・このような取組とともに、日本人で日本の大学等で学ぶ学生に対する支援も充実しているところであり、平成29年度に創設した給付型奨学金制度は令和元年度予算額140億円で対象は約4万人だったところ、令和2年度より、給付型奨学金と授業料等減免を併せて行う修学支援新制度を創設し、累次の拡充を通じて、令和7年度には約71万人に支援を行っている。そのため、日本人学生と国費外国人留学生との比較において、予算規模は令和8年度予算において、国費外国人留学生制度の175億円に対し、修学支援新制度は7,133億円、支援人数は令和7年度実績において、国費外国人留学生制度の約9,000人に対し、修学支援新制度は約71万人、支援割合は外国人留学生16万人のうち国費外国人留学生制度の5.4%に対し、修学支援新制度は国内の大学生等※約330万人のうち22%となっている。 ※大学院は含まれない
- ・また、海外の大学に留学する日本人学生に対しては、従来82億円といった規模だったところ、令和9年度概算要求においてST比（教員一人あたりの学生数）を改善し学びの密度を高める大学の学生の留学費用について大幅に拡充するために165億円を要求している。
- ・このように、日本社会に貢献する優秀な外国人留学生を積極的に受入れ、同時に海外で研鑽を積もうとする意欲のある日本人学生が、経済事情によらず留学を選択できるよう、戦略的な留学政策を展開していくこととしており、国費外国人留学生制度については、令和9年度より特定の分野や特に卓越した学生に限定した奨学金単価の見直しを行うなどの改善を図ることとしている。

(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)

- 地方自治体を対象とした調査及び分析等を行ったところ、日本語教室空白地域は減少傾向（38.2%（R6年度））にあるものの、日本語教育を推進するノウハウの不足、当該地方自治体内における関連部署や他の地方自治体等との連携が十分でない等の課題があるとの結果が得られた。
- 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」においては、各地域で実施する地域の日本語教育の質を確保する観点から、地域日本語教育に関するガイドラインの作成に関する検討が求められており、制度の改善に向けて、調査及び分析等の結果も踏まえ、現在、ガイドラインの作成に着手している。
- このほか、事業の施策の効果を適切に検証するため、
 - ✓ 地方自治体が提出する実施計画書に「前年度までの成果と課題」や「自立に向けた計画」の記載を求め、事業の審査における評価項目に設定、
 - ✓ 必要に応じて実地視察による改善指導を実施するとともに、今後は中間報告における効果検証の強化
等を行うとともに、各地域での日本語教育支援体制の整備や日本語教育の機会提供を促進するため、教育委員会や大学等の関係機関との連携を一層推進する。
- また、現場が事業に専念できるよう、提出書類の必要性について引き続き見直しを行い、申請手続きにおける事務負担の軽減に努める。
- これらの取組を着実に実施するとともに、全国知事会や個別の地方自治体からも本事業の推進について十分な予算を確保するよう国に対して要望がなされていることを踏まえ、更なる日本語教育支援体制の整備や日本語教育の機会の充実を図るため、今後とも本事業の政策目的の達成に必要な予算の確保に努める。